

保護者 様

出席停止についてのお願い

京都府立宇治支援学校
校長 池原 幸代

学校では、感染症の予防のため、学校保健安全法施行規則における「学校において予防すべき感染症」にかかりますと出席停止の扱いとなります。（学校保健安全法第19条による）他の児童生徒にうつす恐れのある期間は登校できませんので、御家庭で休養させてください。

また、出席停止期間の基準は下記のとおりですが、病状によっては受診した医師の指示に従ってください。

なお、同封の「届出書」は医師に確認の上保護者が記入し、治って登校する日に提出してください。（治ってからこの用紙をお渡しした場合は、翌日に御提出ください。）

<参考> 学校で流行しやすい第2種および第3種の感染症の出席停止期間の基準

	感染症名	出席停止期間
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ、H5N1 及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種		
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、※その他の感染症	

※その他の感染症・・・必要があれば第3種の感染症として措置をとることができる疾患

- 溶連菌感染症 ●ウイルス性肝炎 ●手足口病 ●伝染性紅斑 ●ヘルパンギーナ
- マイコプラズマ感染症 ●感染性胃腸炎など